

感染性の病気と登所停止期間

学校保健安全法に準ず

病名	潜伏期	主な症状	登園停止期間
百日咳	7～10日	特有の咳の持続 痰	特有の咳が消失、又は5日間の抗菌性物質製剤治療完了まで
麻疹（はしか）	9～10日	発熱 目やに 咳 発疹（コプリック斑）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	14～24日	発熱 耳下腺 舌下腺 顎下腺の腫脹及び圧痛	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	14～21日	種々の発疹 軽熱 リンパ腺腫大	発疹が消失するまで
水痘	13～17日	軽熱 手足・顔・胸・頭に 赤い小丘疹⇒水疱⇒膿疱	全ての発疹が痂皮化するまで
流行性角結膜炎	5～7日	目やに 充血 涙 異物感	医師による判断
腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O-26、O-11等）	4～8日	腹痛 水溶性下痢 出血性下痢	治癒するまで

* 上記は 医師の『登所許可書』が必要なものです。治るまで休ませてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取り・・・・・・・・・・・・・・・・

登所許可書

大内保育所児童氏名 _____

上記の児童は、 _____ のため、
当院で治療中のところ病状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登所可能とします。

令和 年 月 日

医師名 _____ 印またはサイン _____